

2 年金・手当

◆障害基礎年金

内 容	<p>病気やケガのため、日常生活が著しく制限をうける状態となったときに受けられます。</p> <p>なお、障害基礎年金の対象となる病気やケガには、目、耳、言語、手足の障害はもちろん、内科の病気、精神関係の病気なども含まれます。</p>	
要 件	<p>次の要件をすべて満たす方に支給されます。</p> <p>(1) 国民年金に加入中、または 20 歳前、もしくは 60 歳以上 65 歳未満で日本に居住している間に初診日があること</p> <p>(2) 障害の状態が、障害認定日または 20 歳に達したときに、障害等級に定める 1 級または 2 級に該当していること</p> <p>＊ 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。</p> <p>(3) 初診日の前日において、次のいずれかの納付要件を満たしていること</p> <p>① 初診日のある月の前々月までの保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の 3 分の 2 以上あること</p> <p>② 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がないこと（ただし初診日が令和 8 年 4 月 1 日前にあること）</p> <p>＊ 20 歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>初診日 障害の原因となったケガや病気で初めて医師・歯科医師にかかった日</p> <p>障害認定日 初診日から 1 年 6 ヶ月経った日、1 年 6 ヶ月以内に症状が固定した場合はその日</p> </div>	
年 金 額	区 分	年額(令和 7 年度)
	1 級	<p>～S31.4.1 生 1,036,625 円</p> <p>S31.4.2 生～ 1,039,625 円</p>
	2 級	<p>～S31.4.1 生 829,300 円</p> <p>S31.4.2 生～ 831,700 円</p>
	<p>加 算 額</p> <p>2 人目の子まで 1 人につき 239,300 円</p> <p>3 人目以降の子 1 人につき 79,800 円</p> <p>子の条件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18 歳になった後の最初の 3 月 31 日までの子 ・ 20 歳未満で障害等級 1 級・2 級の障害の状態にある子 	
支 給 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初診日が 20 歳未満であるときの障害基礎年金の場合、本人に一定の額を超える所得があるときは停止される場合があります。 ・ 障害年金以外の公的年金を受給できるときは、支給が停止される場合があります。 	
問 い 合 わ せ 先	<p>健康推進課 国民年金係 電話：0265-78-4111（内線）2226、2227</p> <p>日本年金機構 伊那年金事務所 電話：0265-76-2301</p>	

◆障害厚生年金及び障害手当金

内 容	<p>厚生年金に加入中に初診日がある病気やケガで、障害等級1級または2級に該当する状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして支給されます。また、2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。</p> <p>なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金の受給要件よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）が支給されます。</p>										
要 件	<p>次の要件をすべて満たす方に支給されます。</p> <p>(1) 厚生年金加入中に初診日があること</p> <p>(2) 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当する状態にあること</p> <p>＊障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。</p> <p>(3) 初診日の前日において、次のいずれかの納付要件を満たしていること</p> <p>①初診日のある月の前々月までの保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること</p> <p>②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと（ただし初診日が令和8年4月1日前にあること）</p>										
年 金 額	<table border="1" data-bbox="459 999 1406 1659"> <thead> <tr> <th colspan="2">障 害 厚 生 年 金 額 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>(報酬比例の年金額) × 1.25+ (配偶者加給年金額 239,300円)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>(報酬比例の年金額) + (配偶者加給年金額 239,300円)</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td> ～S31.4.1生 (報酬比例の年金額) 622,000円に満たないときは622,300円 S31.4.2生～ (報酬比例の年金額) 622,000円に満たないときは623,800円 3級障害の場合は、障害基礎年金が支給されない。 </td> </tr> <tr> <td>障 害 手 当 金</td> <td> (報酬比例の年金額) × 2 を一時金として支給 ～S31.4.1生 1,244,000円に満たないときは1,244,000円 S31.4.2生～ 1,247,000円に満たないときは1,247,000円 障害基礎年金は支給されない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>被保険者期間の月数が300月に満たない時は、300月とする。</p>	障 害 厚 生 年 金 額 (令和7年度)		1 級	(報酬比例の年金額) × 1.25+ (配偶者加給年金額 239,300円)	2 級	(報酬比例の年金額) + (配偶者加給年金額 239,300円)	3 級	～S31.4.1生 (報酬比例の年金額) 622,000円に満たないときは622,300円 S31.4.2生～ (報酬比例の年金額) 622,000円に満たないときは623,800円 3級障害の場合は、障害基礎年金が支給されない。	障 害 手 当 金	(報酬比例の年金額) × 2 を一時金として支給 ～S31.4.1生 1,244,000円に満たないときは1,244,000円 S31.4.2生～ 1,247,000円に満たないときは1,247,000円 障害基礎年金は支給されない。
障 害 厚 生 年 金 額 (令和7年度)											
1 級	(報酬比例の年金額) × 1.25+ (配偶者加給年金額 239,300円)										
2 級	(報酬比例の年金額) + (配偶者加給年金額 239,300円)										
3 級	～S31.4.1生 (報酬比例の年金額) 622,000円に満たないときは622,300円 S31.4.2生～ (報酬比例の年金額) 622,000円に満たないときは623,800円 3級障害の場合は、障害基礎年金が支給されない。										
障 害 手 当 金	(報酬比例の年金額) × 2 を一時金として支給 ～S31.4.1生 1,244,000円に満たないときは1,244,000円 S31.4.2生～ 1,247,000円に満たないときは1,247,000円 障害基礎年金は支給されない。										
問い合わせ先	日本年金機構 伊那年金事務所 電話：0265-76-2301										

◆障害基礎年金生活者支援給付金

要件	<p>次の要件をすべて満たす方に支給されます。</p> <p>(1) 障害基礎年金を受けている</p> <p>(2) 前年の所得^{※1}が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円^{※2}」以下である</p> <p>※1 所得には障害年金等の非課税収入は含まれません。</p> <p>※2 扶養親族の年齢等により金額が変わります。</p>
給付額	<p>障害等級1級 : 6,813円(月額)</p> <p>障害等級2級 : 5,450円(月額)</p>
問い合わせ先	<p>健康推進課 国民年金係 電話：0265-78-4111(内線) 2226、2227</p> <p>日本年金機構 伊那年金事務所 電話：0265-76-2301</p>

◆特別障害給付金

内容	<p>支給対象者は国民年金の任意加入対象とされていた方で、</p> <p>1 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入(又は受給等)されていた方の配偶者</p> <p>2 平成3年3月以前の学生</p> <p>であって、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金1級・2級相当の状態で、障害年金を受給することができない方(ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した方に限る。)</p> <p>年金額(月額) 令和7年度</p> <p>障害基礎年金1級相当に該当する方：月額56,850円</p> <p>障害基礎年金2級相当に該当する方：月額45,480円</p> <p>(ただし所得が一定額以上である場合は制限があります。)</p>
問い合わせ先	<p>健康推進課 国民年金係 電話：0265-78-4111(内線) 2226、2227</p> <p>日本年金機構 伊那年金事務所 電話：0265-76-2301</p>

◆特別児童扶養手当

内 容	重度もしくは中度の身体障害（内部疾患を含む）又は、精神障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。																																																																																																																																																																																																																																																																							
手 当 額	1級 障害児1人につき 月額 56,800円（令和7年4月改定） 2級 障害児1人につき 月額 37,830円（令和7年4月改定）																																																																																																																																																																																																																																																																							
障 害 程 度	<p>障害の程度はおおむね次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当</th> <th>障害</th> <th>等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">1級</td> <td rowspan="2">視 覚</td> <td>1級</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">聴 覚</td> <td>1級</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 肢</td> <td>1級</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下 肢</td> <td>1級</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体 幹</td> <td>1級</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 部</td> <td>1級</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知的障害</td> <td colspan="2">精神能力の全般的発達に高度の遅滞のあるもの（療育手帳は、A1又はA2程度）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当</th> <th>障害</th> <th>等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">2級</td> <td rowspan="2">視 覚</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">聴 覚</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平 衡</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音声・言語</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そしゃく</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 肢</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下 肢</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体 幹</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 部</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知的・精神障害</td> <td colspan="2">精神能力の全般的発達に遅滞のあるもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手当	障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	視 覚	1級	■						2級		■					聴 覚	1級		■					2級			■				上 肢	1級		■					2級			■				下 肢	1級		■					2級			■				体 幹	1級		■					2級			■				内 部	1級		■					2級			■				知的障害	精神能力の全般的発達に高度の遅滞のあるもの（療育手帳は、A1又はA2程度）								手当	障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	視 覚	1級			■				2級				■			聴 覚	1級			■				2級				■			平 衡	1級			■				2級				■			音声・言語	1級			■				2級				■			そしゃく	1級			■				2級				■			上 肢	1級			■				2級				■			下 肢	1級			■				2級				■			体 幹	1級			■				2級				■			内 部	1級			■				2級				■			知的・精神障害	精神能力の全般的発達に遅滞のあるもの							
手当	障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																																																																																																																																																																
1級	視 覚	1級	■																																																																																																																																																																																																																																																																					
		2級		■																																																																																																																																																																																																																																																																				
	聴 覚	1級		■																																																																																																																																																																																																																																																																				
		2級			■																																																																																																																																																																																																																																																																			
	上 肢	1級		■																																																																																																																																																																																																																																																																				
		2級			■																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下 肢	1級		■																																																																																																																																																																																																																																																																				
2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																				
体 幹	1級		■																																																																																																																																																																																																																																																																					
	2級			■																																																																																																																																																																																																																																																																				
内 部	1級		■																																																																																																																																																																																																																																																																					
	2級			■																																																																																																																																																																																																																																																																				
知的障害	精神能力の全般的発達に高度の遅滞のあるもの（療育手帳は、A1又はA2程度）																																																																																																																																																																																																																																																																							
	手当	障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																																																																																																																																																															
2級	視 覚	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																			
		2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																		
	聴 覚	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																			
		2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																		
	平 衡	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																			
		2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																		
	音声・言語	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																			
2級					■																																																																																																																																																																																																																																																																			
そしゃく	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																			
上 肢	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																			
下 肢	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																			
体 幹	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																			
内 部	1級			■																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2級				■																																																																																																																																																																																																																																																																			
知的・精神障害	精神能力の全般的発達に遅滞のあるもの																																																																																																																																																																																																																																																																							
	申 請 方 法	指定の診断書により審査します。その他、必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。																																																																																																																																																																																																																																																																						
支 給 制 限	・所得が一定額を超える場合 ・児童福祉施設等に入所している場合																																																																																																																																																																																																																																																																							
問 い 合 わ せ 先	子育てサポート課 こども相談係 電話：0265-72-0999																																																																																																																																																																																																																																																																							

◆児童扶養手当の期間の延長

内 容	児童扶養手当の受給者で、支給対象児に障害がある場合は、支給期間を20歳未満まで延長することができます。
要 件	・児童が身体障害者手帳の等級が概ね3級以上の方 ・療育手帳のA判定（A1、A2）に該当する方 ・特別児童扶養手当支給対象児 等
申 請 方 法	診断書が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。
対 象 外 者	児童が児童福祉施設に入所している場合
手 当 額	第1子 月額46,690円～11,010円 第2子以降1人につき 月額11,030円～5,520円 （令和7年4月改定） （所得制限があり所得に応じて決まりますが、一定額を超える場合は支給停止になります。）
問 い 合 わ せ 先	子育てサポート課 こども相談係 電話：0265-72-0999

◆障害児福祉手当

内 容	日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障害児（20歳未満）に支給されます。
手 当 額	月額16,100円 [令和7年4月改正]（5・8・11・2月支給）
申 請 方 法	診断書により審査を行います。 提出していただく書類がありますので、事前に社会福祉課にお問い合わせください。
支 給 制 限	・所得が一定額を超える場合 ・児童が福祉施設に入所している場合
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆特別障害者手当

内 容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者（20歳以上であって障害を重複して有する方）に支給されます。
手 当 額	月額29,590円 [令和7年4月改正]（5・8・11・2月支給）
申 請 方 法	診断書により審査を行います。 提出していただく書類がありますので、事前に社会福祉課にお問い合わせください。
支 給 制 限	・所得が一定額を超える場合 ・施設に入所している場合 ・病院等に継続して3か月以上入院している場合
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆伊那市重度心身障害者介護慰労金

内 容	65歳未満の在宅重度障害児者を介護している方に、介護慰労金を支給し、介護者の労をねぎらい福祉の増進を図ります。
対 象 者	◆伊那市内に住所を有し、次に掲げる方を11月1日前1年間で3か月以上同居し介護する方 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当を受給している方 ・日常生活で常時直接的な介護を必要とする方 ・高齢者介護慰労金*の支給を受けていない方 ・市税及び分担金、使用料その他の歳入に滞納がない方
支 給 金 額	年額100,000円（年1回）
申 請 方 法	申請時に介護の状態について調査を行います。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

*高齢者介護慰労金・・・在宅の要介護3から5までの高齢者を介護している介護者に慰労金を支給します。

◆伊那市重度心身障害福祉年金

内 容	福祉の増進を図るために、重度の障害児者に重度心身障害福祉年金を支給します。		
対 象 者	毎年 11 月 1 日現在で、前 6 か月以上伊那市に生活の本拠を有する方であって、次の障害程度の方		
	区別	支給額	障害程度
	第 1 種障害者	年額 60,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1、2 級 ・療育手帳 A 1 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※上記のいずれかで、日常生活において常時直接的な介助が必要な方
	第 2 種障害者	年額 17,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級 ・療育手帳 A 1、A 2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級
第 3 種障害者	年額 11,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 2、3 級 ・療育手帳 B 1 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級 	
対 象 外	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金、障害基礎年金等）を受給している方 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当を受給している方 ・福祉施設に入所している方 ・市民税が課税されている方 		
申 請 方 法	申請書を社会福祉課障害者係に申請してください。		
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316		

◆伊那市難病患者等見舞金

内 容	原因不明で治療方法が確立されていない難病患者及び人工透析患者に対し、見舞金を支給します。
対 象 者	基準日（毎年 10 月 1 日）に伊那市に引き続き 6 か月以上住所及び生活の本拠を有し、次のいずれかに該当する方 （1）難病患者（長野県から次のいずれかの医療受給者証の交付を受けている方） [特定医療費（指定難病）等受給者証、特定疾患医療受給者証、 特定疾病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証] （2）人工透析を受けている方
支 給 額	年額 10,000円（支給時期 11 月末日）
申 請 方 法	必要な書類など事前にお問い合わせのうえ、健康推進課へ申請してください。
問い合わせ先	健康推進課 予防係 電話：0265-78-4111（内線）2331、2332

◆心身障害者扶養共済

内 容	心身障害者を扶養している方が毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡あるいは著しい障害を有する状態となったとき、扶養されていた心身障害者に年金を支給するものです。1人の心身障害者につき2口まで加入できます。
加入対象者	心身障害者（身体障害者1級から3級、知的障害者及び精神障害者等）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしている方 ① 県内に住所があること ② 毎年4月1日における年齢が65歳未満であること ③ 特別な疾病又は障害のない健康状態であること
掛 金 (月 額)	加入時の年度の4月1日時点の年齢に応じて決まります。 35歳未満の方 9,300円 35歳以上40歳未満の方 11,400円 40歳以上45歳未満の方 14,300円 45歳以上50歳未満の方 17,300円 50歳以上55歳未満の方 18,800円 55歳以上60歳未満の方 20,700円 60歳以上65歳未満の方 23,300円 掛金が減額や免除になる場合があります。
年金等の給付	① 加入者が死亡又は著しい障害を有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障害者に月額1口20,000円の年金を支給します。 ② 加入期間が1年以上で障害者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して加入期間に応じて1口50,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 ③ 5年以上加入した後この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆交通・災害遺児見舞金

内 容	県内に住所を有し、満18歳に達した日以後最初の3月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡もしくは重度の障害者となった児童に支給されます。
手 当 額	一人あたり 見舞金150,000円
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会 地域福祉係 電話：0265-73-2544

◆自動車事故重度後遺障害者介護料

内 容	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給されます。
問い合わせ先	自動車事故対策機構 長野支所 電話：026-480-0521

◆遺児等福祉金

内 容	両親又は両親のどちらか一方が死亡又は障害基礎年金1級受給者となった18歳未満の遺児等の福祉の推進を図るため、福祉金を支給します。
対 象 者	父または母もしくは現に父母の代わりに監護する方が、死亡または障害基礎年金1級受給者となった18歳に満たない児童を養育する保護者で、2月1日以前から引き続き伊那市に住所及び生活の本拠がある方
手 当 額	遺児等1人につき年額24,000円を8月に支給します。
問い合わせ先	子育てサポート課 こども相談係 電話：0265-72-0999

◆生活福祉資金の貸付

障害者世帯に対し日常生活を送る上で、また自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用として下記の福祉費の貸付があります。

種類	貸付要件等	貸付限度額	償還期間 (据置後)
①生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	20年
②技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	8年
③技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年
④住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅の譲り受け経費	250万円	7年
⑤住居転宅費・整備費	住居の移転等、給排水設備等の経費	50万円	3年
⑥福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年
⑦自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年
⑧療養費	負傷・疾病の療養費（移送経費等付随経費含む）及び療養期間中の生計費	療養期間 1年未満 170万円 1年6ヶ月未満 230万円	5年
⑨福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費（介護保険料を含む）及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年6ヶ月未満 230万円	5年
⑩災害援護費	被災時に臨時に必要な経費	150万円	7年
⑪冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年
⑫その他臨時経費	燃料費、修学旅行、帰省費、年金掛金	50万円	3年
⑬緊急小口資金	緊急、一時的な生計維持のために必要な経費	10万円	1年
<p>○据置期間は、貸付日から6ヶ月以内（分割送金の場合は最終貸付日から6ヶ月以内）です。 ○連帯保証人は原則必要（ただし、連帯保証人無しでも貸付可）です。 ○貸付利子は、連帯保証人がありの場合は無利子、無しの場合は（据置期間経過後）年1.5%です。 ○緊急小口資金は、据置期間貸付日から2ヶ月以内、連帯保証人は不要です。</p>			
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会 生活相談係 電話：0265-72-8186 月～金 8：30～17：15		